

議案第13号

佐倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐倉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。